

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三九
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 三九
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 三九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示する件 三九

公 告

- 道路の区域を変更する件二件 三九
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四〇
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四〇
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四〇
- 福島県選挙管理委員会
- 個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があった件 四〇

告 示

福島県告示第五百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津美里町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)リオン・ドール美里店 福島県大沼郡会津美里町字高田前川原三千五百七十番地ほか二十五筆

二 法第八条第一項の規定により会津美里町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ラトブ 福島県いわき市平字田町百二十番地

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

騒音規制法に基づく特定施設を有しているため、騒音に係る規制基準を遵守するとともに、周辺環境に影響のないように努めること。

2 その他

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十一号

地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成二十三年福島県告示第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

表伊達市の項中「梁川第五 梁川第六」を「梁川第五」に、「梁川第八 石田第九」を「梁川第八」に改め、同表伊達郡国見町の項を次のように改める。

伊達郡国見町	泉田第五	同
--------	------	---

(農村計画課)

福島県告示第五百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を矢祭町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
荒川光雄 高澤久
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成二十三年福島県告示第四百九十三号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第五百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十三年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	西白河郡西郷村大字真 船字宿下二九番一地从 から	変更前 一一・四〇	一一・四〇	一一四・〇
	同 郡同 村大字真 船字宿下三三番地先ま で	変更後 四〇・〇	四七・七	一一四・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十三年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白河 停車場線	白河市郭内二二三番九 三地从先から 同 市中町二四番一 地先まで	変更前	A 二〇・〇 二四・五	一一五・五
	白河市郭内二二三番九 三地从先から 同 市中町二四番一 地先まで	変更後	A 二〇・〇 二四・五 B 二〇・〇 三九・〇	一一五・五 二二七・〇

(道路計画課)

公 告

公告第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
安積疏水土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 橋本 克也 須賀川市越久字館一〇一番地

公告第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

(農村計画課)

公告第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十三年十一月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、二本松市選挙管理委員会から報告があった。
平成二十三年十一月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容 見込人員数
-------	----------	----------	------------	--------	----------------

同	同	同	同	平成二三年 一〇月一九 日
同 浜字芳池一 番地	同	同	同	二本松市本 町二丁目三 番地一
二本松市岩 代総合文化 ホール	二本松市市 民交流セン ター第三会 議室	二本松市市 民交流セン ター第二会 議室	二本松市市 民交流セン ター第一会 議室	二本松市市 民交流セン ター多目的 室
二本松市教 育委員会教 育長	同	同	同	N P O 法人 まちづくり 二本松理事 長
九二九平方メー トル	一一七平方メー トル	一二五平方メー トル	四四平方メー トル	二二六平方メー トル
二九八人	六五人	六〇人	二四人	一八〇人